

税務課からのお知らせ

あなたの資産が確認できます(固定資産税縦覧制度)

納税者が他の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の資産の評価が適切かどうかを判断できるようにするため、縦覧期間内に限り土地や家屋の所在、評価額等を記載した「縦覧帳簿(所有者の記載はありません)」を無料で見ることができます。

- 縦覧期間/4月1日から6月2日まで
 - 縦覧場所/南部町役場 税務課(法勝寺庁舎)
 - 縦覧できる方/南部町内に資産を所有している納税者(代理人の場合は委任状が必要です)
- ※縦覧の際には、運転免許証など本人確認できるものをお持ちください

軽自動車税の減免申請をお忘れなく

心身に障害等がある方(本人)に係わる軽自動車等や、構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。申請は毎年必要です。



- 申請期間/4月1日から4月23日まで
- 申請場所/南部町役場 税務課(法勝寺庁舎)、町民生活課(天萬庁舎)

●心身に障害等がある方に係わる軽自動車等の場合

■申請に必要なもの/

①障害者手帳、②運転免許証、③車検証、④印鑑、⑤本人が運転する場合以外は自動車の使用目的を証明する書類(例:通学証明書、学生証、通院証明書、病院の領収書等)

■減免となる障害の範囲について/

身体障害のある方	障害名及び障害の程度による(くわしくはお問い合わせください)
知的障害のある方	療育手帳Aの方
精神障害のある方	精神障害者保健福祉手帳1級の方

■自動車の所有について/

本人が運転する場合は、本人が自動車の所有者であることが必要

本人以外が運転する場合は、本人または生計を一にする方が所有者であることが必要

●構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等の場合

■申請に必要なもの/

①車検証、②印鑑

※上記のほかにも、減免の対象になる場合がありますので、くわしくは税務課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 南部町役場 税務課(法勝寺庁舎) TEL 66-4802

平成20年度
南部町税・使用料納期一覧表

月	税目 期別	各種使用料			納期限 □座振替日
4月	軽自動車税	下水道		保育料	4月30日
5月	固定資産税 1	水道	給食費	保育料	6月2日
6月	町県民税 1	下水道	給食費	保育料	6月30日
7月	固定資産税 2	水道	給食費	保育料	7月31日
8月	町県民税 2	下水道	給食費	保育料	9月1日
9月		水道	給食費	保育料	9月30日
10月	町県民税 3	下水道	給食費	保育料	10月31日
11月		水道	給食費	保育料	12月1日
12月	固定資産税 3	下水道	給食費	保育料	12月25日
1月	町県民税 4	水道	給食費	保育料	2月2日
2月	町県民税(随時期)	下水道	給食費	保育料	3月2日
3月		水道	給食費(精算)	保育料	3月31日

※国民健康保険税の期別については、決まり次第お知らせします。

お問い合わせ先 税金関係／南部町役場 税務課（法勝寺庁舎） TEL 66-4802
 水道・下水道／南部町役場 上下水道課（法勝寺庁舎） TEL 66-4807
 給食費／南部町役場 教育委員会事務局（天萬庁舎） TEL 64-3787
 保育料／南部町役場 町民生活課（法勝寺庁舎） TEL 66-3116

クリーンセンターへのごみの個人持ち込みが
有料になります

南部町・伯耆町清掃管理組合クリーンセンターへの個人持ち込みが、平成20年4月1日から有料化になります。

負担いただく費用は、50kg未満が100円、これを超える場合は10kgごとに20円追加となります。

■平成20年4月1日からの主な注意事項／

- ① 搬入時間は、午前8時30分から午後5時までです
- ② 土曜日、日曜日、祝日および年末年始の直接搬入はできません
- ③ 生ごみ、草、剪定木、木屑などは、できるだけ自家処理をお願いします
- ④ じゅうたんやマットは幅50cmに切り、帯状にして縛って搬入してください
- ⑤ 木製品（机、イス、ベット、ソファなど）は、ばらばらにして金属部分を除いて長さ50cm以下に切断し、丸太は直径10cm以下にして搬入してください
- ⑥ 個人持ち込みは指定袋に入れる必要はありません。

※ 布団、剪定木、木屑などを収集に出す時は、指定袋に入れて出してください

お問い合わせ先 南部町・伯耆町清掃管理組合クリーンセンター TEL 66-2281

高齢運転者標識(紅葉マーク)
の表示が義務化されます

平成20年6月19日までに、年齢75歳以上の高齢者の方は、高齢運転者標識(紅葉マーク)の表示が義務付けられます。



違反すると、2万円以下の罰金または料金の処罰の対象となります。(70歳以上75歳未満の高齢者の方は今までどおり努力義務です)

紅葉マークを表示した普通自動車に対しては、幅寄せや必要な車間距離が保てなくなるような進路変更(割り込み)をしてはいけません。処罰の対象となります。

お問い合わせ先 米子警察署
TEL 33-0110

政府広報
平成8年12月以前に旧姓で年金に
加入されていた方はご注意ください

年金記録もれにはさまざまなケースが考えられますが、とりわけ多いのが、平成9年の基礎年金番号導入前に旧姓で年金制度に加入した場合。基礎年金番号に結びつかない年金記録の中には、結婚等により名字を変更していると考えられる記録が多く含まれています。まずは、次の方法でご自身の年金記録をご確認ください。

- ① 社会保険事務所または年金相談センターで
 - ② 「ねんきん特別便専用ダイヤル」(0570-058-555)で
 - ③ インターネットで
- ※ くわしくは社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)にてご案内しています。

団体活動に最適なスポーツ安全保険を
ご利用ください

スポーツ安全保険は、スポーツ・文化・ボランティア・地域活動などの団体活動を対象とした傷害保険と、賠償責任保険および見舞金制度を組み合わせたものです。

■ 対象となる事故／グループ活動中の事故、往復中の事故

■ 保険期間／平成20年4月1日午前0時から
平成21年3月31日午後12時まで

■ 対象・掛金／

対 象	掛金 (1人年額)
中学生以下の子どもの団体	500円
高校生以上の文化・ボランティア活動	1,500円
大人のスポーツ活動 (16歳以上)	800円
老人クラブなど (60歳以上)	9,000円
危険度の高いスポーツ団体	

※ 加入方法、保険対象、補償内容など、くわしくはお問い合わせください。

お問い合わせ先 (財)スポーツ安全協会鳥取県支部 TEL 0857-28-7221
 南部町教育委員会事務局(天萬庁舎) TEL 64-3787

南部町標準小作料が決定しました

■ 南部町標準小作料／
平成20年4月1日から適用 (10アール当たりの年額)

農地の区分	標準小作料額	備 考		
		適用収穫量	該当地区	
田	上	9,000円	520kg	一般的に上田と認められるもの 圃場面積20アール以上の方形に区画された水田であり、10アール当たり収量が520kg以上のもの
	中	6,000円	480kg	一般的に中田と認められるもの 10アール当たり収量が440kgを超えるものであって、圃場の規模、形状又は収量のいずれかが上田の基準を満たさないもの
	下	3,500円	440kg	一般的に下田と認められるもの 中山間の傾斜地のうちで10アール当たり収量が440kg以下であるもの
畑	普通畑	3,000円		町内全域
	樹園地	15,000円		町内全域

※ 小作料の額は、標準小作料額を目安として、農地の状況により貸し手、借り手の双方で話し合って決めてください。

お問い合わせ先 南部町農業委員会 (天萬庁舎) TEL 64-3792